

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

騎西鴻巣線	路線名
行田市大字埼玉字片原通三五三一番一 地 先から 同市大字埼玉字下屋敷通四六五四番一 地 先まで	供用開始の区間
令和五年六月三十日	供用開始の期日
平成二十八年十二月七日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始であ る。延長四七八・三〇メートル	備 考